

柴田町監査委員に関する条例及び柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月1日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第1号

柴田町監査委員に関する条例及び柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(柴田町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 柴田町監査委員に関する条例(昭和39年柴田町条例第200号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任の審査)</p> <p>第8条 <u>法第243条の2の8第3項</u>の規定により責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、6月以内にこれを決定し通知しなければならない。</p> <p>2 <u>法第243条の2の8第4項</u>による賠償責任の免除について意見を求められたときは、1月以内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>(職員の賠償責任の審査)</p> <p>第8条 <u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、6月以内にこれを決定し通知しなければならない。</p> <p>2 <u>法第243条の2の2第4項</u>による賠償責任の免除について意見を求められたときは、1月以内にこれを提出しなければならない。</p>
<p>(告示及び公表の方式)</p> <p>第9条 監査委員の告示及び公表は、柴田町公告式条例(昭和31年柴田町条例第1号)に規定する掲示場に掲示して<u>行う</u>。</p>	<p>(告示及び公表の方式)</p> <p>第9条 監査委員の告示及び公表は、柴田町公告式条例(昭和31年柴田町条例第1号)に規定する掲示場に掲示して<u>行なう</u>。</p>
<p>(事務引継)</p> <p>第10条 監査委員は、監査についての書類を保管し、その任期が満了したときは、これを後任者に<u>引き継が</u>なければならない。</p>	<p>(事務引継)</p> <p>第10条 監査委員は、監査についての書類を保管し、その任期が満了したときは、これを後任者に<u>引継が</u>なければならない。</p>
<p>(監査の執行に関する必要事項)</p> <p>第11条 この条例に規定するものを除く<u>ほ</u></p>	<p>(監査の執行に関する必要事項)</p> <p>第11条 この条例に規定するものを除く<u>外</u>、</p>

か、監査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

監査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

(柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 柴田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年柴田町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が7,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る)とする。</p> <p>(議会の議決を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第4項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の公表)</p> <p>第7条 町長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに調製の上、遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに公表する書類においては前事業年</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積り価格)が7,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ、又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る)とする。</p> <p>(議会の議決を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第4項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の公表)</p> <p>第7条 町長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに調製のうえ遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに公表する書類においては前</p>

度の決算状況を5月31日までに公表する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)～(2) (略)

事業年度の決算状況を5月31日までに公表する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)～(2) (略)

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。